

## こどもの権利に関する市民の意識醸成及び意見聴取業務に係る 公募型プロポーザル募集要領

こどもの権利に関する市民の意識醸成及び意見聴取業務に係る公募型プロポーザルの資格要件、審査等の手続きについては、次のとおりとする。

### 1 業務概要

#### (1) 件名

こどもの権利に関する市民の意識醸成及び意見聴取業務

#### (2) 業務の目的

那覇市では、こどもや市民が、こどもに権利があることを理解し、その権利が保障される地域づくりに向け、「(仮称) 那覇市こどもの権利条例」の制定をめざしている。

こどもの権利に関する市民の意識醸成を図るとともに、条例制定作業の一環として、こどもや保護者、関係者の声を収集するため、意見聴取業務の実施を目的とする。

#### (3) 業務内容

別添「こどもの権利に関する市民の意識醸成及び意見聴取業務」に係る委託仕様書のとおり

#### (4) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

### 2 見積上限額

6,303,000円(消費税及び地方消費税含む)

### 3 実施形式

本件は、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定するものとする。

### 4 参加資格要件

- (1) プロポーザルに参加を希望する者(以下「参加希望者」という。)は、公告日から優先交渉権者が決定するまでの間、次のすべての要件を満たしていること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 国税、県税及び市税を滞納していないこと。

ウ 本市において指名停止等を受けている者でないこと。

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又

は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

オ 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号)第 2 条第 1 号の暴力団又は同条第 2 号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。

カ 本市に本社若しくは支店又は営業所を有する法人又は沖縄県内に本社を有する法人。

(2) 公募開始日の前日から過去 5 年間に於いて、国もしくは他の地方公共団体等が発注する講演会及び討論会又はその他類似する業務についての受託実績を有する者。

(3) 本企画提案に応募するにあたり、複数の協力連携事業者で構成されるグループ応募も可とする。グループ応募をする場合には以下のとおりとする。

ア 代表となる事業者を 1 者置くこと。

イ 代表となる事業者は、本事業の運営管理、事業者相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行うこと。

ウ 代表となる事業者及び協力連携事業者が、他の提案で参加することは認めない。

エ 代表となる事業者は、上記(1)及び(2)の要件を全て満たすものとする。

オ 協力連携事業者は、上記(1)アから(1)オまでを全て満たすものとする。

## 5 参加表明書等の提出

### (1) 参加表明書等の提出

参加希望者は、次表に掲げる資料を提出すること。提出期限までに参加表明書の提出がない者からの提案は受け付けない。

提出期限：令和 7 年 7 月 1 日（火曜日）午後 5 時

持参（開庁日に限る。）、又は郵送必着（電子メール又は F A X によるものは受け付けない。）

提出先：「15 問合せ先」参照

	資料名
ア	プロポーザル参加表明書（様式 1）
イ(※1)	会社概要書及び本業務の推進体制（様式 2）
ウ	業務実績報告書（様式 3）
エ(※2)	誓約書（その 1、その 2）（様式 4）
オ	使用印鑑届（様式 5）

カ	印鑑証明書
キ(※2)	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(発行後3か月以内)
ク (※2)	市町村税納税証明書(発行後3か月以内) (滞納のない証明書又は※1 納税の猶予を受けている証明書)
ケ (※2)	消費税納税証明書(発行後3か月以内) (滞納のない証明書又は※1 納税の猶予を受けている証明書)

※1 グループ応募の場合には、「イ」の書類については、当該グループを構成するそれぞれの事業者について提出をすること。

※2 グループ応募の場合には、「エ」及び「キ」～「ケ」の書類については、当該グループを構成するそれぞれの事業者について提出をすること。

## (2) 参加資格要件確認結果通知

本市は、受理したプロポーザル参加表明書等により、参加表明者が資格要件を満たしているかについて確認し、参加資格確認の結果について、「参加資格審査結果通知書及び企画提案書等提出依頼書」(様式6)(※有資格者宛通知)又は「参加資格審査結果通知書」(様式7)(※無資格者宛通知)により、7月2日(水曜日)までに参加希望者に通知するものとする。

## 6 企画提案書等の提出

### (1) 企画提案書等の作成

提出物詳細：以下のとおり

ア 提案提出書(様式8)・・・1部(代表者印を押印すること)

イ 企画提案書(様式9-1、様式9-2)・・・13部

ウ 見積書(指定様式なし)・・・13部

・見積書には消費税を含むこと。

・見積上限額を超えないこと。

### (2) 提出期限・方法及び場所

提出期限：令和7年7月15日(火曜日)午後5時

提出場所：那覇市役所 こどもみらい部 こども政策課(本庁3階)

提出方法：直接こども政策課窓口へ持参(開庁日に限る。)又は郵送必着

※電子メール又はFAXによるものは受け付けない。

※提出期限を過ぎた企画提案書等は受け付けない。

### (3) 参加の辞退

参加表明書又は企画提案書等の提出後、参加の辞退を行う場合は、署名、

押印がされた任意の書式により申し出ること。

(4) その他注意事項

- ア 本公募型プロポーザルに係る経費は、すべて参加者の負担とする。
- イ 企画提案書は、1事業者につき1提案とすること。
- ウ 提案に使用する言語は日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- エ 書類提出後の企画提案書等の修正、変更又は追加は、認めない。ただし、提出後の企画提案書の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- オ 提出されたすべての資料の所有権は、本市にあるものとし、提出された資料は返却しない。
- カ 企画提案書等の著作権は企画提案者に帰属する。ただし、本市が本公募型プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、企画提案者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- キ 受託事業者選定に関する審査評価内容及び経過等については、公表しない。また、選定結果に対する異議は受け付けない。
- ク 本公募型プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、那覇市情報公開条例（平成26年那覇市条例第26号）に基づき提出書類を全部又は一部を公開することがある。
- ケ 本要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議により定める。
- コ 本公募型プロポーザルの募集にあたり、募集要領及び仕様書等の変更がある場合には本市ホームページ等で周知するため、確認を行なうこと。

## 7 質疑応答等

質問がある場合には、質問書（様式10）に質問事項を記入し、電子メールで提出すること。なお、電話での質問は受け付けない。

(1) 提出期限：令和7年6月19日（木曜日）午後5時

(2) 宛 先：KM-SEI001@city.naha.lg.jp

※@の前の「KM-SEI」は英字、「001」は数字。

(3) 回答方法：令和7年6月24日（火曜日）までに、本市公式ホームページへ質問内容及び回答内容を掲載する。

## 8 企画提案の審査及び評価基準

(1) 審査方法

審査は、書類審査及びプレゼンテーションにより選定するものとし、企画提案の評価は、庁内に設置する審査委員会において、企画提案書等の提出さ

れた書類とプレゼンテーションをもとに、総合的に審査を行い、最も優秀な企画提案者を優先交渉権者とし、次点となるものを次点交渉権者とする。

(2) プレゼンテーションの実施（予定）

企画提案内容等の確認のため、以下の日時・場所でプレゼンテーションを実施する。

日時：令和7年7月18日（金曜日）※開始時間については別途通知する。

場所：那覇市役所本庁舎 11階 1101AB 会議室（予定）

順番：参加表明書の受付順とする。

ア 持ち時間は30分程度（提案説明15分以内、質疑応答10分程度、準備撤収5分以内）とする。

イ プレゼンテーションは非公開とする。

ウ 1事業者につき、3名までの入室を認める。

エ プレゼンテーションの内容は、提出された企画提案書をもとに行なうこと。当日の内容変更及び資料の追加は認められない。

オ プロジェクター、スクリーン及びコンセントについては、本市側で用意する。また、パソコン等のその他プレゼンテーションに必要となる物は、事前にその旨連絡の上、すべて企画提案者側で用意すること。

(3) 選定基準

ア 業務遂行能力・保有能力に対する評価(20点)  
実績、実施体制

イ 企画提案内容に対する評価(65点)

- ・ワークショップの実施内容及び企画運営の的確性・実現性・具体性
- ・シンポジウムの実施内容及び企画運営の的確性・実現性・具体性
- ・ワークショップ及びシンポジウムの広報周知、参加者募集、運営の妥当性
- ・シンポジウム及びワークショップの分析結果の活用方法、的確性
- ・提案者による工夫や独自性の発揮

ウ 価格に対する評価(5点)  
見積価格の低減化

(4) 審査結果の通知及び公表

委員会にて優先交渉権者名及び次点交渉権者を選定後、全応募者あてに通知する。また、本市ホームページにおいて、優先交渉権者名及び次点交渉権者名を公開する。優先交渉権者及び次点者名以外の者に関する情報は公開しないものとする。審査結果に関する質問及び異議申し立ては受け付けない。

## 9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当した場合の提案については、無効とする。

- (1) 提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) 一つの事業者が複数案提案したとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (4) 提出期限までに必要な書類が揃わなかったとき。
- (5) 提案上限額を超えた提案をしたとき。
- (6) 募集要領に定める方法以外で市職員、審査委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められたとき。
- (7) その他公平な競争の妨げになる行為、事実があったと判断したとき。

## 10 契約締結に向けての協議

- (1) 審査の結果通知後、優先交渉権者と契約に向けての協議を開始する。
- (2) 優先交渉権者との協議が合意に至らない場合は、次点交渉権者と協議に入るものとする。

## 11 契約に関する基本事項

### (1) 契約の締結

協議の結果、業務内容及び契約内容について合意をした場合は、仕様書に基づく見積書を契約予定者から聴取し、地方自治法施行令第 167 条の 2 の規定による随意契約の方法により契約を締結する。

### (2) 契約保証金について

- ア 「11(1) 契約の締結」により本市と合意に達した契約予定者は、契約締結の際は、那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号）第 29 条の契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の額を契約前に納付すること。
- イ 上記にかかわらず、那覇市契約規則第 30 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

## 12 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
公募開始	令和 7 年 6 月 3 日（火曜日）
質問書提出期限	令和 7 年 6 月 19 日（木曜日）午後 5 時

質問書に対する回答	令和7年6月24日（火曜日）
参加表明書等の提出期限	令和7年7月1日（火曜日）午後5時
参加資格要件確認結果通知 及び企画提案書提出依頼	令和7年7月1日（火曜日）～ 7月2日（水曜日）
企画提案書等の提出期限	令和7年7月15日（火曜日）午後5時
プレゼンテーション（予定）	令和7年7月18日（金曜日）
企画提案書等審査結果の通知	令和7年7月22日（火曜日）～7月25日（金曜日）
契約締結日（予定）	令和7年7月中（予定）
業務の履行期間	契約締結日から令和8年3月31日（火曜日）まで

### 13 その他

本要領に定めのない事項については、競争性、公平性を考慮のうえ、適宜、本市が判断するものとする。

### 14 問合せ先

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所 本庁舎3階  
 那覇市役所こどもみらい部こども政策課 こども企画G  
 電話：098-861-2110  
 F A X：098-917-0106  
 e-mail KM-SEI001@city.naha.lg.jp

### 15 配布資料

- (1) 募集要領
- (2) 募集要領【様式1】プロポーザル参加表明書
- (3) 募集要領【様式2】会社概要書及び本業務の推進体制
- (4) 募集要領【様式3】業務実績報告書
- (5) 募集要領【様式4】誓約書（その1）、誓約書（その2）
- (6) 募集要領【様式5】使用印鑑届
- (7) 募集要領【様式6】参加資格審査結果通知書及び企画提案書等提出依頼書
- (8) 募集要領【様式7】参加資格審査結果通知書

- (9) 募集要領【様式 8】提案提出書
- (10) 募集要領【様式 9】企画提案書
- (11) 募集要領【様式 10】質問書
- (12) こどもの権利に関する市民の意識醸成及び意見聴取業務委託仕様書